

## (2) 埼玉県消費生活支援センターの取組

### ① 埼玉県消費生活支援センターとは

商品やサービスなどの契約トラブルに関して、相談員がアドバイスなどを行っています。また、消費者トラブルを未然に防ぐため、消費者への注意喚起や対処方法などの講座やセミナー、イベントなどを実施しています。

### ② 18歳成年を見据えた消費生活講座の実施について

令和4年4月から始まる成年年齢の引き下げを見据え、学校に消費生活相談員等の専門家を派遣（無料）し、講座の開催を支援しています。

#### ○ テーマ

「高校生が巻き込まれやすい消費者トラブルとその対策」、「ネット・スマホ・SNSとの付き合い方」、「進学にかかるお金と奨学金」など

#### ○ 申込から実施までの流れ 実施希望日の約2か月前



埼玉県消費生活支援センターへ電話  
(日時・場所・受講対象者・人数・  
テーマなど)  
日時は複数の候補日があると調整がしやすい  
センターが講師と日程等の調整をします



消費生活講座実施申込書の提出（メール・FAX）  
センターから講座開催決定通知が送付されます



派遣講師との事前打合せ（メール・電話等）  
・授業のねらい、生徒の実情など



講座の実施  
実施後、とりまとめ書（A4判1枚）提出

※ 学年単位やクラス単位の講座、卒業前の講座などをはじめ、保護者会等への講師派遣（オンラインも応相談）行っていますので、積極的に御活用ください。